

BBライフ会員規約／とく放題会員規約 新旧対照表

改定前(2013年4月19日付)	改定後(2015年2月4日付)
<p>BBライフ会員規約</p> <p>第1条(規約の適用) 1. 本規約は、ソフトバンクBB株式会社(以下「当社」といいます。が提供する「BBライフ」(以下「本サービス」といいます。))の利用に関し適用されるものとします。</p> <p>第2条(用語の定義) 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 (1)「本サービス」とは、指定サービスの会員を対象とし、生活付加価値を高める関連情報を提供するサービスおよび優待特典をいいます。 (2)「優待特典」とは、当社が指定する会社(以下「サービス提供会社」という。))を通じて、トラベル、グルメ、レジャー、エンターテインメントなどの様々なサービスを市価または定価と比べ割安に利用できる権利をいいます。 (3)「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。 (4)「会員」とは、当社との間で利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。 (5)「Yahoo! BB ADSLサービス」とは、ヤフー株式会社の定める「Yahoo! BBサービス会員規約(約款)」および当社の定める「ソフトバンクBBサービス規約」により提供される電気通信サービスをいいます。 (6)「SoftBank ブロードバンド サービス」とは、当社の定める「SoftBank ブロードバンド サービス」基本規約」および「SoftBank ブロードバンド ADSL個別規定」により提供される電気通信サービスをいいます。 (7)「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」または「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス」とは、NTT東日本またはNTT西日本が提供するフレッツ光を利用して行なう、当社のインターネット接続サービスをいいます。 (8)「Yahoo! BB for Mobileサービス」とは、ヤフー株式会社の定める「Yahoo! BBサービス会員規約(約款)」および当社の定める「ソフトバンクBB プロバイダーサービス規約」により提供されるサービスをいいます。 (9)「指定サービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB ADSLサービス」、「SoftBank ブロードバンド ADSLサービス」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス」または「Yahoo! BB for Mobileサービス」のいずれかをいいます。 (10)「指定サービス会員規約」とは、指定サービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。 (11)「NTT東日本」とは、東日本電信電話株式会社をいいます。 (12)「NTT西日本」とは、西日本電信電話株式会社をいいます。 (13)「フレッツ光」とは、NTT東日本またはNTT西日本が「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスをいいます。 (14)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税および地方税法に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。 (15)「利用料金等」とは、本サービスの利用に係る料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。</p>	<p>とく放題(B) 会員規約</p> <p>第1条(規約の適用) 1. 本規約は、ソフトバンクBB 株式会社(以下「当社」といいます。が提供する「とく放題(B)」(以下「本サービス」といいます。))の利用について適用されるものとします。</p> <p>第2条(用語の定義) 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 (1)「本サービス」とは、当社インターネットサービスの会員を対象とし、生活付加価値を高める関連情報を提供するサービスおよび優待サービスをいいます。 (2)「とく放題(B) 優待サービス」とは、当社が指定する会社(以下「優待サービス提供会社」という。))を通じて、トラベル、グルメ、レジャー、エンターテインメントなどの様々なサービスを市価または定価と比べ割安に利用できる権利をいいます。 (3)「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。 (4)「会員」とは、当社との間で利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。 (5)「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供する会員制インターネットサービスの総称をいいます。 (6)「SoftBank ブロードバンド サービス」とは、当社の定める「SoftBank ブロードバンド サービス」基本規約」および「SoftBank ブロードバンド ADSL個別規定」により提供される電気通信サービスをいいます。 (7)「SoftBank Air」とは、Wireless City Planning株式会社からAXGP回線を借り受け、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。 (8)「SoftBank 光」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。 (9)「当社インターネットサービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB サービス」、「SoftBank ブロードバンド サービス」、「SoftBank Air」、「SoftBank 光」をいいます。 (10)「当社インターネットサービス会員規約」とは、当社インターネットサービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。 (11)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税および地方税法に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。 (12)「利用料金等」とは、本サービスの利用に係る料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。</p>

BBライフ会員規約／とく放題会員規約 新旧対照表

改定前(2013年4月19日付)	改定後(2015年2月4日付)
<p>第4条(申し込みの資格) 本サービスは、指定サービスの利用契約を締結している者またはこれらのサービスにお申し込みを行った者に限りお申し込みができるものとします。</p>	<p>第4条(申し込みの資格) (1) 本サービスは、当社インターネットサービスの利用契約を締結している者またはこれらのサービスに申し込みを行った者に限りお申し込みができるものとします。 (2) 本サービスは個人向けサービスです。法人名義、任意団体名義で当社インターネットサービスの利用契約を締結している者、または法人名義、任意団体名義で当社インターネットサービスの申し込みを行う者は、本サービスの申し込み資格を有しません。</p>
<p>第5条(利用契約の申し込み) (7) 指定サービスのお申し込みと同時に本サービスのお申し込みを行った場合において、指定サービスの利用契約が成立しなかったとき。</p>	<p>第5条(利用契約の申し込み) (7) 当社インターネットサービスのお申し込みと同時に本サービスのお申し込みを行った場合において、当社インターネットサービスの利用契約が成立しなかったとき。</p>
<p>第6条(利用契約の成立) 1. Yahoo! BB ADSLサービスまたはSoftBank ブロードバンドサービスと同時に本サービスをお申し込みの場合、Yahoo! BB ADSLサービスまたはSoftBank ブロードバンド サービスの利用契約の成立日に本サービスの利用契約も成立するものとします。 2. Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスまたは、Yahoo! BB for Mobileサービスと同時に本サービスをお申し込みの場合、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスまたは、Yahoo! BB for Mobileサービスの利用契約の成立日の7日後に契約が成立するものとします。 3. 指定サービスの利用契約成立後に本サービスをお申し込みの場合、当社がお申し込みを受領した後に、申込者に送信する申込承諾メールに記載されているお申し込み受付日の7日後に契約が成立するものとします。</p>	<p>第6条(利用契約の成立) 1. 当社インターネットサービスサービスと同時に本サービスをお申し込みの場合、指定サービスの利用契約の成立日に本サービスの利用契約も成立するものとします。 2. 当社インターネットサービスの利用契約成立後に本サービスをお申し込みの場合、当社がお申し込みを受領した日に契約が成立するものとします。</p>
<p>第7条(優待特典) 会員は、優待特典を利用するにあたり、サービス提供会社が別途定める優待サービス利用規約を遵守するものとします。</p>	<p>第7条(優待サービスの利用) 会員は、とく放題(B)優待サービスの利用にあたり、各優待サービス提供会社が別途定める利用規約、利用条件ほかを遵守するものとします。</p>
<p>第8条(利用料金等) 1. 利用料金等は、別途定める「料金表」によるものとし、会員は利用料金を支払うものとします。 2. 当社は、利用料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求および受領行為をヤフー株式会社その他第三者(以下併せて「集金代行業者」といいます。)に委託できるものとします。 3. 利用料金等の課金開始日は以下の通りとします。 (1) 本サービスを初めてお申し込みの場合: 本サービスの利用契約成立日が属する月の翌々月の1日 (2) 本サービス解約後において再度本サービスのお申し込みを行った場合: 本サービスの利用契約成立日が属する月の1日</p>	<p>第8条(利用料金等) 1. 利用料金等は、別途定める「料金表」によるものとし、会員は利用料金を支払うものとします。 2. 当社は、利用料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求および受領行為をヤフー株式会社その他第三者(以下併せて「集金代行業者」といいます。)に委託できるものとします。 3. 利用料金等の課金開始日は以下の通りとします。 (1) 本サービスを初めてお申し込みし、2015年2月3日までに本サービスの利用契約が成立した者: 本サービスの利用契約成立日が属する月の翌々月の1日 (2) 本サービス解約後において再度本サービスのお申し込みを行い、2015年2月3日までに本サービスの利用契約が成立した者: 本サービスの利用契約成立日が属する月の1日 (3) 2015年2月4日以降に本サービスの利用契約が成立した者: 本サービスの利用契約成立日と同日 ※SoftBank Airと同時に本サービスをお申し込みの場合、SoftBank Airの課金開始日と同日を本サービスの課金開始日とします。 4. 本サービスの課金開始月および終了月の利用料金は、原則として利用料金等をお支払いいただくものとし、日割課金は行いません。</p>

BBライフ会員規約／とく放題会員規約 新旧対照表

改定前(2013年4月19日付)	改定後(2015年2月4日付)
<p>第9条(利用料金等の支払方法) 1. 会員は利用料金等を、指定サービスの料金等とあわせて、当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。 2. 利用料金等の計算方法、支払方法等については、指定サービス会員規約に定めるところによるものとします。</p>	<p>第9条(利用料金等の支払方法) 1. 会員は利用料金等を、当社インターネットサービスの料金等とあわせて、当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。 2. 利用料金等の計算方法、支払方法等については、当社インターネットサービス会員規約に定めるところによるものとします。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 5. 優待特典による優待サービスは、サービス提供会社が定める優待サービス利用規約により提供されるものであり、優待特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 5. とく放題(B) 優待サービスは優待サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>
<p>第16条(当社側からの解除) 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め承るものとします。 (1) 本規約またはサービス提供会社が定める優待サービス利用規約の一に違背する行為を行った場合。 (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合。 (3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。 (4) 本サービスの利用契約成立後に、第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合。 (5) その他当社が会員として不適切と判断した場合。</p>	<p>第16条(当社側からの解除) 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め承るものとします。 (1) 本規約または優待サービス提供会社が別途定める利用規約・利用条件に違背する行為を行った場合。 (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合。 (3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。 (4) 本サービスの利用契約成立後に、第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合。 (5) 第4条第2項に定める、本サービスの申し込み資格を有さない者が本サービスの利用契約を締結していた場合。 (6) その他当社が会員として不適切と判断した場合。</p>
<p>第17条(指定サービスの利用契約終了時の措置) 1. 事由の如何を問わず、会員の指定サービスの利用契約が終了した場合、本サービスの利用契約も何ら意思表示なく指定サービスの利用契約が終了した日をもって当然に終了するものとします。なお、この場合、会員は本サービスの終了日が月の途中であっても、当該終了日が属する月の利用料金等の支払義務を負うものとします。 2. 前項にかかわらず、会員が指定サービス以外の当社提供の電気通信サービスのお申し込みにより指定サービスの利用契約が終了する場合は、当該申込日の属する月の月末をもって終了するものとします。</p>	<p>第17条(当社インターネットサービスの利用契約終了時の措置) 1. 事由の如何を問わず、会員の当社インターネットサービスの利用契約が終了した場合、本サービスの利用契約も何ら意思表示なく当社インターネットサービスの利用契約が終了した日をもって当然に終了するものとします。なお、この場合、会員は本サービスの終了日が月の途中であっても、当該終了日が属する月の利用料金等の支払義務を負うものとします。 2. 前項にかかわらず、会員が当社インターネットサービス以外の当社提供の電気通信サービスのお申し込みにより当社インターネットサービスの利用契約が終了する場合は、当該申込日の属する月の月末をもって終了するものとします。</p>
<p>第21条(個人情報の保護) 当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」(JISQ15001)の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」(https://www.softbankbb.co.jp/privacy/index.html)に従い適切に実施します。</p>	<p>第21条(個人情報の保護) 当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」(JISQ15001)の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」(http://www.softbank.jp/corp/group/sbb/privacy/)に従い適切に実施します。</p>